

瑞浪市人権施策推進指針 課題シート

(1) 共通項目についての課題

国の方針及び 社会動向	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年閣議決定、平成 23 年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、令和 3 年に「第 3 次とりまとめ」を補足する参考資料を作成
----------------	---

現行計画の方向性	少子高齢化等による家族形態・就業形態の変化、市民の価値観の変化による人間関係の希薄化や地域力の低下などが進んでいくことが予想される中、行政機関や専門機関による相談・支援体制の充実強化とその周知、また地域ぐるみの見守り体制や関係機関等との連携強化が重要となると考えます。 本市では、市民相談室や部署ごとの窓口で相談に応じているほか、より専門的な相談先として、弁護士による法律相談や消費生活専門相談員による消費生活相談、人権擁護委員による人権こまりごと相談、行政相談委員による行政相談の開催や、司法書士会、東濃保健所、東濃成年後見センター等の各種関係機関などが実施する相談事業との連携により、市民の悩みや不安を解決するための支援に努めています。悩みや不安を抱え込む市民を減らすため、今後も相談事業の充実と周知を継続していく必要があります。 人権に関する問題は、偏見や誤解、慣習やしきたりなどから生じていることも多く、その解消のためには、正しい知識を身に付け、理解を深めることが重要です。そのための手法として、多くの市民が「学校、職場、地域単位の学習会」、「学校教育の充実」、「広報やホームページなどでの啓発」などが効果的であると考えていることを踏まえ、今後も関係機関と連携しながら人権教育・啓発を推進し、市民が人権について正しい知識を持ち、それを日々の生活に反映させることにより、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。
----------	---

	調査結果概要	問番号
アンケート調査 結果	・あなたの人権に対する考えに最も近いものはどれですかについて、「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」が 49.7%と最も高く、次いで「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が 45.1%。 他年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が、令和元年度調査で 0.3 ポイント減少しているものの、増加傾向にあります。一方、「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」の割合が高くなっています。50 歳代では「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が 51.3%、30 歳代では「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」が 54.8%と高くなっています。	問 5
	・あなたは、次の人権問題に、どの程度関心を持っていますかについて、「非常に関心がある」と「多少関心がある」を合わせた「関心がある」が最も高いのは、『②子どもの人権問題』の 86.2%、次いで高いのが『④障がい者の人権問題』の 85.8%。一方、「全く関心がない」と「あまり関心がない」を合わせた「関心がない」が最も高いのは、『⑭アイヌの人々の人権問題』の 53.8%、次いで高いのが『⑮ホームレスの人権問題』の 49.2%。	問 6
	・あなたは、過去 5 年間に、「差別をされた」と思ったことがありますかについて、「ある」が 21.8%、「ない」が 75.8%。 令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられませんが、すべての年度で「ない」の割合が高く、7 割半ば程度となっています。 年代別でみると、他の年代に比べ、18、19、20 歳代・30 歳代・50 歳代で「ある」の割合が高く、3 割を超えています。 また、それはどのような内容でしたかについて、「年齢について」が 27.0%と最も高く、次いで「学歴・出身校について」、「容姿について」が 23.0%。 令和元年度調査と比較すると、「学歴・出身校について」「性別について」が 5.3 ポイント増加しています。また、「性別について」「容姿について」の割合が年々増加しています。一方、「職業について」が 6.0 ポイント、「収入・財産について」が 6.9 ポイント、「家族構成について」が 8.8 ポイント減少していま	問 7

	す。 年代別でみると、他の年代に比べ、18、19、20 歳代・30 歳代・50 歳代で「性別について」の割合が、18、19、20 歳代・30 歳代・60 歳代で「容姿について」の割合が、60 歳代で「年齢について」の割合が高くなっています。	
	・あなたは、過去5年間に、「人権を侵害された」と感じたことがありますかについて、「ある」が21.8%、「ない」が74.5%。 令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。 年代別でみると、他の年代に比べ、18、19、20 歳代・30 歳代・50 歳代で「ある」の割合が高く、3割を超えています。 また、それはどのような内容でしたかについて、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が43.0%と最も高く、次いで「職場での差別待遇」が36.0%、「名誉・信用のき損、侮辱」が26.0%。 他年度調査と比較すると、「いじめ」の割合が令和元年度調査から5.8 ポイント増加しています。一方、「学校での差別待遇」が平成23 年度調査から34.8 ポイント減少しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、30 歳代で「名誉・信用のき損、侮辱」の割合が55.5%、50 歳代で「職場での差別待遇」の割合が57.7%と高くなっています。	問 8
	・もし差別や人権侵害を受けた場合、あなたはどのような対応をしますかについて、「家族に相談をする」が47.3%と最も高く、次いで「友人に相談をする」が34.4%、「相手に抗議をする」が24.4%。 他年度調査と比較すると、「相手に抗議をする」「家族に相談をする」「区長や民生委員などに相談をする」「県や市役所などに相談をする」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「家族に相談をする」の割合が4割以上と高くなっています。	問 9
次期計画に向けた課題	・あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますかについて、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“そう思う”が65.6%、「どちらかと言えばそうは思わない」と「そうは思わない」を合わせた“そうは思わない”が15.7%。 年代別でみると、18、19、20 歳代・40 歳代・50 歳代・70 歳以上で「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“そう思う”が7割近くとなっており、30 歳代では72.6%と高くなっています。	問 11
	子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待、ハラスメント、いじめ等、人権問題は多様化・複雑化しています。 アンケート調査結果では、人権に対する考えに最も近いものについて、「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」が49.7%と最も高く、次いで「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が45.1%となっており、他年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が増加傾向にあります。 また、身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますかについて、「どちらかと言えばそうは思わない」と「そうは思わない」を合わせた“そうは思わない”が15.7%となっています。 人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。 複雑・多様化する人権問題に総合的に対応できるよう、国、県、その他関係機関の相談機関と連携し、相談から解決及び自立支援までを迅速かつ柔軟に進める必要があります。	

(2) 女性の人権問題についての課題

国の方針及び社会動向	- 平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組を進める。 - 平成 24 (2012) 年に「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定され、平成 28 (2016) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取組が進められる。 - 令和 2 (2020) 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定。						
現行計画の方向性	男女の不平等感を解消し、男女共同参画社会を実現させていくためには、今後も継続的に、教育や啓発による意識改革とサービスや支援の充実を同時に進めていく必要があると考えます。市民への啓発活動としては、地区選出委員を中心に構成される男女共同参画社会推進会議との協働による市民向けの講演会や学習会などの開催や、市が委嘱する審議会等への女性の参画拡大のための働きかけなど、性別による役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍促進に向けた取り組みを引き続き行っていきます。市の提供するサービスや支援としては、子育て家庭向けの就学前教育・保育サービスや病児・病後児保育事業尺ファミリー・サポート・センター事業や、高齢者や介護を担う人向けの生活支援サービスの整備などがあり、今後も充実・周知に努めていきます。 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実、周知のため、家庭児童相談員など担当者の専門性の向上を図るとともに、広報などを活用した啓発や、若年層向けのリーフレット作成・配布などを今後も引き続き行っていきます。						
アンケート調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 846 1342 891">調査結果概要</th><th data-bbox="1342 846 1514 891">問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 891 1342 1451"> ・女性の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 42.0%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」が 34.2%、「職場において、採用や昇進、昇格などで男女の待遇に差があること」が 23.3%。 他年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」「役員や伝統行事への女性の参加制限といった慣習やしきたりが地域に残っていること」の割合が年々増加しています。一方、「配偶者や恋人からの暴力(ドメスティックバイオレンス)」「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が高くなっており、特に 30 歳代・40 歳代・50 歳代で高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合がすべての年代で高い傾向にあります。30 歳代では「マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児をきっかけとした嫌がらせ)」が 22.6%と高くなっています。 </td><td data-bbox="1342 891 1514 1451">問 12</td></tr> <tr> <td data-bbox="355 1451 1342 1890"> ・女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 48.4%と最も高く、次いで「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」が 37.9%、「家庭や地域、職場における慣習やしきたり、性別による固定的な役割分担意識などを見直す」が 27.7%。 他年度調査と比較すると、「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」「職場において、採用や昇進、昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が年々増加しています。一方、「女性に対する暴力などの犯罪の防止と取締りを強化する」「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が上位に入っており、特に 40 歳代では 62.3%と高くなっています。 </td><td data-bbox="1342 1451 1514 1890">問 13</td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	・女性の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 42.0%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」が 34.2%、「職場において、採用や昇進、昇格などで男女の待遇に差があること」が 23.3%。 他年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」「役員や伝統行事への女性の参加制限といった慣習やしきたりが地域に残っていること」の割合が年々増加しています。一方、「配偶者や恋人からの暴力(ドメスティックバイオレンス)」「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が高くなっており、特に 30 歳代・40 歳代・50 歳代で高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合がすべての年代で高い傾向にあります。30 歳代では「マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児をきっかけとした嫌がらせ)」が 22.6%と高くなっています。	問 12	・女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 48.4%と最も高く、次いで「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」が 37.9%、「家庭や地域、職場における慣習やしきたり、性別による固定的な役割分担意識などを見直す」が 27.7%。 他年度調査と比較すると、「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」「職場において、採用や昇進、昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が年々増加しています。一方、「女性に対する暴力などの犯罪の防止と取締りを強化する」「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が上位に入っており、特に 40 歳代では 62.3%と高くなっています。	問 13
調査結果概要	問番号						
・女性の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 42.0%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」が 34.2%、「職場において、採用や昇進、昇格などで男女の待遇に差があること」が 23.3%。 他年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」「役員や伝統行事への女性の参加制限といった慣習やしきたりが地域に残っていること」の割合が年々増加しています。一方、「配偶者や恋人からの暴力(ドメスティックバイオレンス)」「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が高くなっており、特に 30 歳代・40 歳代・50 歳代で高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合がすべての年代で高い傾向にあります。30 歳代では「マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児をきっかけとした嫌がらせ)」が 22.6%と高くなっています。	問 12						
・女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 48.4%と最も高く、次いで「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」が 37.9%、「家庭や地域、職場における慣習やしきたり、性別による固定的な役割分担意識などを見直す」が 27.7%。 他年度調査と比較すると、「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」「職場において、採用や昇進、昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が年々増加しています。一方、「女性に対する暴力などの犯罪の防止と取締りを強化する」「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が上位に入っており、特に 40 歳代では 62.3%と高くなっています。	問 13						
次期計画に向けた課題	男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。 アンケート調査結果では、女性の人権問題で特に問題があると思うことについて、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 42.0%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があるこ						

と」が 34.2%、「職場において、採用や昇進、昇格などで男女の待遇に差があること」が 23.3%となっており、他年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」「役員や伝統行事への女性の参加制限といった慣習やしきたりが地域に残っていること」の割合が年々増加しています。

また、女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 48.4%と最も高く、次いで「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」が 37.9%となっており、他年度調査と比較すると、「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」「職場において、採用や昇進、昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が年々増加しています。

家庭・職場・地域へのジェンダー平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。

さらに、男女共同参画に関する意識と関心を高めるため、子育て世代に限らず、若年層を中心とした他の世代に対してもより積極的な啓発を行う必要があります。

(3) 子どもの人権問題についての課題

国の方針及び 社会動向	- 平成 11 (1999) 年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)、平成 12 (2000) 年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)、平成 22 (2010) 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行。 - 平成 28 (2016) 年に、「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策をより一層強化するために、市町村及び児童相談所の体制強化を明確化。 - 平成 20 (2008) 年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)の改正法の施行、平成 21 (2009) 年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)を施行 - 平成 25 (2013) 年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成 26 (2014) 年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子ども貧困対策推進法)を施行。 - 平成 27 (2015) 年3月に、「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりをすすめる「子ども・子育て支援新制度」を開始。 - 令和 5 (2023) 年4月に、子どもの権利を保障するための「こども基本法」の施行及び「こども家庭庁」の設置
----------------	--

現行計画の方向性	育児不安を抱える家庭や、養育困難な要支援家庭などへの早期支援や継続支援は、虐待の未然防止の面からも重要であり、本市では、乳児家庭全戸訪問やハイリスク家庭(低出生体重児や発達障がい児等)への継続訪問を実施するとともに、DV・児童虐待などに対応する家庭児童相談員を令和 2(2020)年度に増員しました。 今後も、子育て中の保護者や子どもが孤立することがないよう、育児不安や児童虐待の早期発見に努め、面談や訪問などによる支援や指導、相談体制の充実を図ります。また、子どもの権利擁護、虐待に関する親への指導、家族関係の修復支援などを効果的・効率的に実施できるよう、関係機関との連携強化を推進します。 また、小中学校においては、年度末に実施される「児童生徒の問題行動調査」によると、市内の不登校児童生徒町は増加傾向にあります。小学校においては低年齢化が、中学校においては長期化が見られ、その様態としては、「不安などの情緒混乱型」が多くなっています。こうした中、教職員とスクールカウンセラー、スクール相談員の連携により、不登校の兆候の早期発見、対応に努めています。また不登校児童生徒については、教育支援センターと連携し、学習支援、学校復帰支援を進め、不登校の長期化を防ぐ取り組みを進めています。 いじめについても、前述の行動調査によると、認知件数は増加傾向にあり、これは、教職員がいじめを積極的に認知することにより、問題の早期解決を目指していることが一因となっています。いじめは、取り返しのつかない重大な人権侵害であり、全ての児童生徒に関わる問題です。本市においては、各校において策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的に「心のアンケート」を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めています。また、いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると考えられ、この問題を解決するためには、児童生徒の多様性を尊重する人権意識を養っていくことが重要です。教職員は一人ひとりの理解に努め、人権に配慮するとともに、児童生徒に人権を尊重する態度が育成されるよう、「人権教育全体計画」「道徳教育全体計画」に基づいた「人権」を視点とした学習活動の実施と評価を推進しています。今後も、不登校やいじめに関する取り組みを継続し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、市、学校、地域住民、家庭、その他関係機関が連携し、対応していきます。 子どもは、大人同様、一人の人間としてその人権を尊重されなくてはなりません。子どもたちが周りの人々に見守られながら、健やかに育まれ、生き生きと学校で学び、社会の一員として成長できる環境の整備に努めます。
----------	---

アンケート調査 結果	調査結果概要	問番号
	・子どもの人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が 59.9%と最も高く、次いで「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が 53.4%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりすること」が 45.3%。 令和元年度調査と比較すると、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が 5.6 ポイント増加しています。一方、「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が 8.3 ポイント減少しています。	問 14

	年代別でみると、すべての年代で「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が上位に入っています。30 歳代では「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が 72.6%、50 歳代では「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が 64.1%と高くなっています。	
	・子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「学校において、いじめの防止に対する取り組みを強化する」が 39.2%と最も高く、次いで「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」が 35.3%、「学校教育における人権教育を充実させるため、教員など指導者の資質を高める」が 35.1%。 他年度調査と比較すると、「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」の割合が年々増加しています。一方、「保護者の家庭でのしつけや教育力を向上させる」「児童買春、児童ポルノなどの取り締まりを強化する」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」が 47.2%と高くなっています。	問 15
	・あなたが児童虐待を発見したらどうしますかについて、「学校や幼稚園、市の福祉窓口、県の子ども相談センターなどに知らせる」が 66.7%と最も高く、次いで「警察に知らせる」が 44.0%、「家族や友人、近所の人に相談する」が 32.9%。 他年度調査と比較すると、「学校や幼稚園、市の福祉窓口、県の子ども相談センターなどに知らせる」が、令和元年度調査で 1.7 ポイント減少しているものの、増加傾向にあります。 年代別でみると、すべての年代で「学校や幼稚園、市の福祉窓口、県の子ども相談センターなどに知らせる」「警察に知らせる」「家族や友人、近所の人に相談する」の割合が高くなっています。他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「どうしたらよいかわからない」が 13.9%、70 歳以上で「民生委員・児童委員に知らせる」が 40.8%と高くなっています。	問 16

次期計画に向けた課題	子どもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子どもどうしの交流機会の減少、学力格差の拡大といった子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、子どもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の子どもの人権にかかわる問題が深刻化しています。 アンケート調査結果では、子どもの人権問題で特に問題があると思うことについて、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が 59.9%と最も高く、次いで「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が 53.4%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が 45.3%となっており、令和元年度調査と比較すると、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が増加しています。 また、子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「学校において、いじめの防止に対する取り組みを強化する」が 39.2%と最も高く、次いで「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」が 35.3%、「学校教育における人権教育を充実させるため、教員など指導者の資質を高める」が 35.1%となっており、他年度調査と比較すると、「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」の割合が年々増加しています。 児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。 子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。そして、子どもが一人の人間として最大限に人権が尊重され、守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。
------------	---

(4) 高齢者の人権問題についての課題

国の方針及び社会動向	- 平成 18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図る。	
現行計画の方向性	今後ますます、地域社会においては、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、介護の担い手の減少等が見込まれる中、介護人材の不足が喫緊の課題となっています。また、認知症高齢者については、令和 7(2025)年には全国で 730 万人、高齢者のうち 5 人に 1 人が認知症を発症するという推計もあり、増加が予想されます。こうした状況が、高齢者や介護者の孤立化、高齢者に対する虐待、高齢者を狙った詐欺等の犯罪の増加につながる要因ともなるため、高齢者や介護者に対する身近な相談窓口や支援体制の整備・充実が必要です。 ただ、地域で孤立化しがちな高齢者や、支援が必要な高齢者・介護者が、日常生活を継続していくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、地域における互助の取り組みの活性化など、生活機能の向上を目指した地域づくりが今後ますます重要になります。 本市では、「瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられ、また、できる限り健康でいられるよう、健康増進や介護予防等の取り組みを今後、より一層強化していきます。同時に、超高齢社会において、高齢者は福祉やサービスの受け手でありながら、担い手としての役割も期待されるため、これまで培ってきた能力や経験を生かす場であるシルバー人材センター事業や、仲間とともに学びを深める長寿クラブ・寿大学への参加など、高齢者が地域で生きがいをもって社会で活躍できる環境づくりに努めます。 また、高齢者を狙った詐欺や犯罪に対する取り組みとしては、消費生活専門相談員などによる相談事業や学習会、警察署や地域などと連携した防犯講話や家庭訪問などを実施し、高齢者が犯罪被害者とならないよう、地域ぐるみの見守りと支援、啓発活動を推進していきます。	
アンケート調査結果	調査結果概要 - 高齢者の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「悪徳商法や詐欺（さぎ）の被害が多いこと」が 42.7%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」が 38.1%、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」が 37.7%。 - 他年度調査と比較すると、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」の割合が年々増加しており、平成 23 年度調査から 14.4 ポイント増加しています。 - 年代別でみると、他の年代に比べ、30 歳代・40 歳代・60 歳代で「悪徳商法や詐欺（さぎ）の被害が多いこと」の割合が高くなっています。また、年代が高くなるにつれて「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」の割合が高くなっています。	問番号 問 17
	- 高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が 46.0%と最も高く、次いで「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が 37.0%、「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が 31.8%。 - 他年度調査と比較すると、「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。一方、「高齢者が知識や経験を生かして活躍できる、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」「高齢者と他の世代との交流を促進する」の割合が年々減少しています。 - 年代別でみると、年代が高くなるにつれて「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代・30 歳代で「高齢者と他の世代との交流を促進する」の割合が高くなっています。	問 18
次期計画に向けた課題	高齢者の増加、介護人材の不足により、高齢者の孤立、虐待、詐欺被害などに対し、地域全体で支え合う体制の強化が求められています。 アンケート調査結果では、高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについて、「悪徳商法や詐欺（さぎ）の被害が多いこと」が 42.7%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」が 38.1%、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」が 37.7%となっており、他年度調査	

と比較すると、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」の割合が年々増加しています。

また、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が 46.0%と最も高く、次いで「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が 37.0%、「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が 31.8%となっており、他年度調査と比較すると、「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育などの取組を進めるとともに、高齢者に対する悪徳商法や詐欺防止に向けた相談窓口の設置、経済的支援、日常生活を支えるサービスの充実など関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図る必要があります。

さらに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが必要です。

(5) 障がい者の人権問題についての課題

国の方針及び 社会動向	・平成 5（1993）年に「障害者基本法」が改正され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、平成 16（2004）年に障がいを理由とする差別禁止の規定が追加。 ・平成 17（2005）年には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障がいの早期発見とともに、成人期までの支援が国や自治体の責務であると規定。 ・平成 24（2012）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見、早期対応の施策が進められる。 ・平成 26（2014）年に障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を批准し、国内法制度の整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28（2016）年に施行。その中では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を行うことが求められる。 ・令和 3（2021）年に、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務と改める改正法が成立。						
現行計画の方向性	本市では、障がい者をはじめ、誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会の実現を目指し、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画」「瑞浪市障害児福祉計画」を作成し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。その取り組みの一つに、地域生活支援拠点等の整備があります。これは、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制を整備するもので、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。障害者支援施設等の社会資源の数が限られている中、東濃 5 市共同で整備することを目指し、継続的に協議を進めています。また、相談体制については、令和元(2019)年度、東濃 5 市共同で東濃基幹相談支援センターを設置し、緊急時および専門的な相談に対応できる体制を構築しました。地域生活支援拠点等の円滑な整備・運営にあたっては、各関係機関の協働と、地域全体の支援力向上の意識が必要です。課題や意見を共有しながら協議を積み重ね、地域ネットワークの強化と、協働意識の定着化を図り、障がいのある人が自立して生活するための環境づくりや社会参加の促進に努めています。 小中学校における令和 2(2020)年度の特別支援学級の設置数は、市内 7 小学校に知的障がい学級 8 学級(30 名在籍)、自閉情緒障がい学級 3 学級(8 名在籍)、肢体不自由学級 2 学級(4 名在籍)、市内 3 中学校では、知的障がい学級 4 学級(16 名在籍)、自閉情緒障がい学級 3 学級(12 名在籍)となっています。通常学級と特別支援学級との交流や共同学習の他、瑞浪市在住の特別支援学校等に在籍している児童生徒と居住地校児童生徒との交流事業等を積極的に行い、共に学ぶ意識づくりや障がい者に対する理解の促進を図っています。また、全小中学校において、福祉協力校の取り組みによる人権尊重意識の醸成を推進しています。 今後も、教室環境のユニバーサル化やユニバーサルデザインの授業を通して、誰にとっても過ごしやすく学びやすい学校生活や授業の提供に努めるとともに、インクルーシブ教育の観点から、障がいの有無に関わらず、共に学び、共に生きるという考え方や態度の育成を図っていきます。 住み慣れた地域で、障がいのある人とその家族が安心して暮らすためには、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、助けあい、支えあうまちづくりを進めることが求められます。様々な機会を通じて、障がいへの理解の推進と障がいを理由とする差別の解消の啓発に努めていきます。						
アンケート調査 結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1624 1342 1668">調査結果概要</th><th data-bbox="1342 1624 1514 1668">問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1668 1342 1877"> ・国では、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますかについて、「内容も名前も知らない」が 59.5%と最も高く、次いで「名前は知っている」が 24.6%、「内容を含めて知っている」が 10.0%。 - 年代別でみると、すべての年代で「内容も名前も知らない」の割合が高くなっています。特に、40 歳代が 72.5%と最も高くなっています。 </td><td data-bbox="1342 1668 1514 1877">問 19</td></tr> <tr> <td data-bbox="354 1877 1342 2148"> ・障がい者の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」が 51.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」が 46.6%、「生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が 28.3%。 - 他年度調査と比較すると、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「結婚に際し周囲に反対されること」の割合が年々減少しています。 </td><td data-bbox="1342 1877 1514 2148">問 20</td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	・国では、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますかについて、「内容も名前も知らない」が 59.5%と最も高く、次いで「名前は知っている」が 24.6%、「内容を含めて知っている」が 10.0%。 - 年代別でみると、すべての年代で「内容も名前も知らない」の割合が高くなっています。特に、40 歳代が 72.5%と最も高くなっています。	問 19	・障がい者の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」が 51.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」が 46.6%、「生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が 28.3%。 - 他年度調査と比較すると、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「結婚に際し周囲に反対されること」の割合が年々減少しています。	問 20
調査結果概要	問番号						
・国では、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますかについて、「内容も名前も知らない」が 59.5%と最も高く、次いで「名前は知っている」が 24.6%、「内容を含めて知っている」が 10.0%。 - 年代別でみると、すべての年代で「内容も名前も知らない」の割合が高くなっています。特に、40 歳代が 72.5%と最も高くなっています。	問 19						
・障がい者の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」が 51.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」が 46.6%、「生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が 28.3%。 - 他年度調査と比較すると、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「結婚に際し周囲に反対されること」の割合が年々減少しています。	問 20						

	年代別でみると、すべての年代で「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、30歳代で「差別的な発言を受けること」が35.5%と高くなっています。	
	・障がい者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」が42.7%と最も高く、次いで「障がい者の就労機会を確保する」が40.7%、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が35.7%。 他年度調査と比較すると、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。一方、「障がい者の人権を守るための啓発活動を促進する」「障がい者がスポーツ活動や文化活動に参加しやすい環境を整備する」「障がいがある人となない人との交流を促進する」「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、40歳代・50歳代・60歳代で「福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」の割合が高くなっています。また、40歳代では「障がい者の財産保全や管理のための公的サービスを提供する」が30.4%と高くなっています。	問 21

次期計画に向けた課題	障がい者が地域で自立して生活するためには、障がいに対する理解、ユニバーサルデザインの環境整備、インクルーシブな教育など多くの支援を必要としています。 アンケート調査結果では、障がい者の人権問題で特に問題があると思うことについて、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」が51.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」が46.6%、「生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が28.3%となっており、すべての年代で「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」の割合が高くなっています。 また、障がい者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」が42.7%と最も高く、次いで「障がい者の就労機会を確保する」が40.7%、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が35.7%となっており、他年度調査と比較すると、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。 障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障がいのある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっています。 また、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、就労支援などが必要です。
------------	--

(6) 同和問題についての課題

国の方針及び 社会動向	・昭和 40（1965）年の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後 33 年間にわたり、特別法による同和対策事業を実施。 ・平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行
----------------	---

現行計画の方向性	市が行う人権教育・啓発においては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、人権に関わるあらゆる問題の解決につながる広がりを持った取り組みを推進していくことが重要であると考えます。市内幼稚園、小中学校においては、平成 18（2006）年度より岐阜県全体で推進している「ひびきあい活動」の取り組みを進め、子供たちの人権問題に対する実践的な態度を養い、行動力を培うことを引き続き目指します。また、市民、企業に対する啓発の実施、また人権教育・啓発を担う教職員や市職員などの人権意識や指導力向上のための取り組みを通して、市民の間に人権に関する正しい理解と認識を普及させ、差別や偏見がない社会の実現に努めます。
----------	--

	調査結果概要	問番号
アンケート調査 結果	・あなたは「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っていますかについて、「内容も名前も知らない」が 51.4%と最も高く、次いで「名前は知っている」が 33.6%。 年代別でみると、70 歳以上を除いて「内容も名前も知らない」の割合が高くなっています。70 歳以上では「名前は知っている」の割合が「内容も名前も知らない」より高くなっています。	問 22
	・あなたが同和問題（部落差別）や同和地区について、はじめて知ったきっかけは何ですかについて、「学校の授業で教わった」が 23.7%と最も高く、次いで「同和問題（部落差別）や同和地区のことを知らない」が 18.1%、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」が 13.7%。 年代別でみると、18、19、20 歳代・40 歳代・50 歳代で「学校の授業で教わった」の割合が高くなっており、特に 40 歳代では、40.6%と高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代では「インターネットで知った」が 19.4%と高くなっています。	問 23
	・同和問題（部落差別）について、あなたはどのように考えますかについて、「わからない」が 43.6%と最も高く、次いで「問題の解決のために努力したい」が 15.0%、「特に関心はない」が 13.3%。 他年度調査と比較すると、「わからない」の割合が、平成 26 年度調査で 1.4 ポイント減少しているものの、増加傾向にあります。 年代別でみると、すべての年代で「わからない」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「特に関心はない」が 33.3%と高くなっています。	問 24
	・同和問題（部落差別）について、特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「わからない」が 35.3%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 34.0%、「差別的な発言を受けること」が 17.6%。 他年度調査と比較すると、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」の割合が、令和元年度調査で 4.2 ポイント、「差別的な発言を受けること」の割合が、令和元年度調査で 0.4 ポイント減少しているものの、増加傾向にあります。一方、「えせ同和行為があること」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」「わからない」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、30 歳代で「誤った偏見から交際を避けること」が 27.4%と高くなっています。	問 25

次期計画に向けた 課題	同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこにそんでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上で様々な社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。 アンケート調査結果では、同和問題（部落差別）について、あなたはどのように考えますかについて、「わからない」が 43.6%、「特に関心はない」が 13.3%となっており、他年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加傾向にあります。
----------------	---

また、同和問題（部落差別）について、特に問題があると思うことについて、「わからない」が 35.3%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 34.0%、「差別的な発言を受けること」が 17.6%となっており、他年度調査と比較すると、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」「差別的な発言を受けること」が増加傾向にあります。

市民の同和問題に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取組をすすめ、法の周知や市民一人ひとりが同和問題について正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない、差別のない社会をめざしていく必要があります。そして、同和問題解決に寄与する啓発などの取り組みを一層推進し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことが必要です。

(7) 外国人の人権問題についての課題

国の方針及び社会動向	・平成 18 (2006) 年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定（令和 2 (2020) 年改訂）し、外国人に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応などの取組が進める。 ・平成 28 (2016) 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、民族や国籍等の違いを越え、互いに人権を尊重し合う社会の実現を目指す。 ・平成 30 (2018) 年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備を進める。				
現行計画の方向性	適応指導員の効果的な活用や、日本語指導を行う講師の研修の実施により、学校生活において困難を抱えることが多い外国人児童生徒等を見守り、支援する取り組みを継続していきます。 本市に住む外国人を含む全ての人が、必要な情報やサービスを受けることができ、安心して生活できるまちづくりを進めるため、多言語による広報や各種行政サービス（教育、医療、ごみの出し方など）の案内などの充実を図ります。また、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくため、国籍や民族などの異なる人々が、多様な文化や価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合える関係を築けるよう、学校教育や社会教育などの場における人権教育を進めていきます。				
アンケート調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 848 1342 898">調査結果概要</th><th data-bbox="1342 848 1514 898">問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 898 1342 1375"> ・日本に居住する外国人の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が 45.5%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 44.2%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 37.0%。 他年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」「差別的な発言を受けること（ヘイトスピーチを含む）」の割合が平成 26 年度調査から年々増加しています。一方、「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「外国人についての理解や認識が十分でないこと」「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が上位に入っています。また、年代が高くなるにつれて「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が高くなっています。 </td><td data-bbox="1342 898 1514 1375"> 問 27 </td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	・日本に居住する外国人の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が 45.5%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 44.2%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 37.0%。 他年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」「差別的な発言を受けること（ヘイトスピーチを含む）」の割合が平成 26 年度調査から年々増加しています。一方、「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「外国人についての理解や認識が十分でないこと」「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が上位に入っています。また、年代が高くなるにつれて「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が高くなっています。	問 27
調査結果概要	問番号				
・日本に居住する外国人の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が 45.5%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 44.2%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 37.0%。 他年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」「差別的な発言を受けること（ヘイトスピーチを含む）」の割合が平成 26 年度調査から年々増加しています。一方、「わからない」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「外国人についての理解や認識が十分でないこと」「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が上位に入っています。また、年代が高くなるにつれて「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が高くなっています。	問 27				
次期計画に向けた課題	日本国内で生活する外国人は年々増加しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。 アンケート調査結果では、日本に居住する外国人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が 45.5%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 44.2%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 37.0%となっており、他年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」「差別的な発言を受けること（ヘイトスピーチを含む）」の割合が平成 26 年度調査から年々増加しています。 国際化の進展により、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。 引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を一層推進し、外国人のニーズを把握し施策の内容を調整したり、市民も外国人固有のニーズや事情について理解が進むよう啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進していく必要があります。				

(8) 感染症患者の人権問題についての課題

国の方針及び社会動向	・令和3（2021）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うよう定める。								
現行計画の方向性	本市では、各種感染症について市民への正しい知識の普及や、偏見や差別の防止に努めます。また、市民からの相談に関しては、相談窓口の周知に努めるとともに、必要に応じ関係機関と連携し、適切な対応をします。								
アンケート調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査結果概要</th><th>問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・感染者患者などの人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」が 55.3%と最も高く、次いで「病院での治療や入院を断られること」が 21.4%、「差別的な発言を受けること」が 16.6%。 - 他年度調査と比較すると、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」の割合が、平成 23 年度調査から 13.4 ポイント増加していますが、平成 26 年度調査以降は年々減少しています。また、令和元年度調査と比較すると、「病院での治療や入院を断られること」が 8.9 ポイント増加しています。 </td><td>問 28</td></tr> <tr> <td> ・新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことについて、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.9%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.1%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS 上に拡散されること」が 24.4%。 - 年代別でみると、すべての年代で「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が高くなっています。30 歳代では「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 48.4%、40 歳代では「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 43.5%と高くなっています。 </td><td>問 29</td></tr> <tr> <td> ・あなたの職場や地域に感染者患者などがいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますかについて、「今までどおり、普通に接すると思う」が 70.8%と最も高くなっています。 - 年代別でみると、すべての年代で「今までどおり、普通に接すると思う」の割合が最も高くなっており、特に 18、19、20 歳代で 80.6%と高くなっています。 </td><td>問 30</td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	・感染者患者などの人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」が 55.3%と最も高く、次いで「病院での治療や入院を断られること」が 21.4%、「差別的な発言を受けること」が 16.6%。 - 他年度調査と比較すると、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」の割合が、平成 23 年度調査から 13.4 ポイント増加していますが、平成 26 年度調査以降は年々減少しています。また、令和元年度調査と比較すると、「病院での治療や入院を断られること」が 8.9 ポイント増加しています。	問 28	・新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことについて、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.9%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.1%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS 上に拡散されること」が 24.4%。 - 年代別でみると、すべての年代で「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が高くなっています。30 歳代では「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 48.4%、40 歳代では「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 43.5%と高くなっています。	問 29	・あなたの職場や地域に感染者患者などがいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますかについて、「今までどおり、普通に接すると思う」が 70.8%と最も高くなっています。 - 年代別でみると、すべての年代で「今までどおり、普通に接すると思う」の割合が最も高くなっており、特に 18、19、20 歳代で 80.6%と高くなっています。	問 30
調査結果概要	問番号								
・感染者患者などの人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」が 55.3%と最も高く、次いで「病院での治療や入院を断られること」が 21.4%、「差別的な発言を受けること」が 16.6%。 - 他年度調査と比較すると、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」の割合が、平成 23 年度調査から 13.4 ポイント増加していますが、平成 26 年度調査以降は年々減少しています。また、令和元年度調査と比較すると、「病院での治療や入院を断られること」が 8.9 ポイント増加しています。	問 28								
・新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことについて、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.9%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.1%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS 上に拡散されること」が 24.4%。 - 年代別でみると、すべての年代で「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が高くなっています。30 歳代では「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 48.4%、40 歳代では「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 43.5%と高くなっています。	問 29								
・あなたの職場や地域に感染者患者などがいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますかについて、「今までどおり、普通に接すると思う」が 70.8%と最も高くなっています。 - 年代別でみると、すべての年代で「今までどおり、普通に接すると思う」の割合が最も高くなっており、特に 18、19、20 歳代で 80.6%と高くなっています。	問 30								
次期計画に向けた課題	インフルエンザや新型コロナウイルスなどの各種感染症により、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、様々な人権問題が発生します。 アンケート調査結果では、感染者患者などの人権問題で特に問題があると思うことについて、「感染者患者などについての理解や認識が十分でないこと」が 55.3%と最も高く、次いで「病院での治療や入院を断られること」が 21.4%、「差別的な発言を受けること」が 16.6%となっており、令和元年度調査と比較すると、「病院での治療や入院を断られること」の割合が増加しています。 また、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うことについて、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.9%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が 35.1%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS 上に拡散されること」が 24.4%となっており、年代別でみると、すべての年代で「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が高くなっています。 感染者患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。 さらに、患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。								

(9) インターネット等による人権問題についての課題

国の方針及び社会動向	- 平成 14 (2002) 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図る。 - 平成 17 (2005) 年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」全面施行時には電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いルールのガイドライン化が行われ、平成 26 (2014) 年にはリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行。						
現行計画の方向性	児童生徒のスマートフォン所有率がさらに高くなっていくことが予想される中、市 PTA 連合会等と連携しながら、家庭におけるルール作りの徹底など、保護者への啓発を強化していきます。また、授業の中でも情報リテラシーや情報モラルについて取り上げ、望ましい使用法が児童生徒に理解されるよう、教育の充実を図ります。 インターネットは、生活を豊かにする便利な道具である反面、人権侵害の面で凶器となり得ます。啓発や教育により、一人ひとりが利点と問題点を正しく理解し、人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう安全で適切な利用を心がけることと、インターネット上における人権尊重についても理解を深めることが求められます。 本市では、こうした教育、啓発を推進するとともに、相談窓口の周知を図り、インターネット上の誹謗中傷などに関する相談の際には、必要に応じ、法務局等の関係機関との連携による速やかかつ適切な対応に努めます。						
アンケート調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 884 1340 929">調査結果概要</th><th data-bbox="1340 884 1514 929">問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 929 1340 1429"> - インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 70.6%と最も高く、次いで「インターネットを介した詐欺や悪質商法による被害が起きていること」が 28.5%、「個人情報などが流出していること」が 27.2%。 - 令和元年度調査と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 17.7 ポイント、「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 7.5 ポイント増加しています。一方、「個人情報などが流出していること」が 6.4 ポイント減少しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」の割合が最も高くなっています。また、他の年代に比べ、60 歳代で「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 40.6%、70 歳以上で「わからない」が 14.6%と高くなっています。 </td><td data-bbox="1340 929 1514 1429">問 31</td></tr> <tr> <td data-bbox="355 1429 1340 1865"> - インターネットによる人権侵害を解決するために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」が 46.6%と最も高く、次いで「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 38.1%、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」が 21.4%。 - 令和元年度調査と比較すると、「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 12.3 ポイント増加しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」「学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実させる」が 33.3%、60 歳代で「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 53.8%と高くなっています。 </td><td data-bbox="1340 1429 1514 1865">問 32</td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	- インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 70.6%と最も高く、次いで「インターネットを介した詐欺や悪質商法による被害が起きていること」が 28.5%、「個人情報などが流出していること」が 27.2%。 - 令和元年度調査と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 17.7 ポイント、「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 7.5 ポイント増加しています。一方、「個人情報などが流出していること」が 6.4 ポイント減少しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」の割合が最も高くなっています。また、他の年代に比べ、60 歳代で「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 40.6%、70 歳以上で「わからない」が 14.6%と高くなっています。	問 31	- インターネットによる人権侵害を解決するために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」が 46.6%と最も高く、次いで「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 38.1%、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」が 21.4%。 - 令和元年度調査と比較すると、「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 12.3 ポイント増加しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」「学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実させる」が 33.3%、60 歳代で「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 53.8%と高くなっています。	問 32
調査結果概要	問番号						
- インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 70.6%と最も高く、次いで「インターネットを介した詐欺や悪質商法による被害が起きていること」が 28.5%、「個人情報などが流出していること」が 27.2%。 - 令和元年度調査と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 17.7 ポイント、「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 7.5 ポイント増加しています。一方、「個人情報などが流出していること」が 6.4 ポイント減少しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」の割合が最も高くなっています。また、他の年代に比べ、60 歳代で「SNS における交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 40.6%、70 歳以上で「わからない」が 14.6%と高くなっています。	問 31						
- インターネットによる人権侵害を解決するために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」が 46.6%と最も高く、次いで「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 38.1%、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」が 21.4%。 - 令和元年度調査と比較すると、「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 12.3 ポイント増加しています。 - 年代別でみると、すべての年代で「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」「学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実させる」が 33.3%、60 歳代で「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 53.8%と高くなっています。	問 32						
次期計画に向けた課題	インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーの侵害に関する不安も高まっています。 アンケート調査結果では、インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことについて						

て、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が 70.6%と最も高く、次いで「インターネットを介した詐欺や悪質商法による被害が起きていること」が 28.5%、「個人情報などが流出していること」が 27.2%となっており、令和元年度調査と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」「SNSにおける交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が増加しています。

また、インターネットによる人権侵害を解決するために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」が 46.6%と最も高く、次いで「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が 38.1%、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」が 21.4%となっており、令和元年度調査と比較すると、「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が増加しています。

インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動を行うことが必要です。そして、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会が必要です。

(10) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人についての課題

国の方針及び社会動向	・平成 15（2003）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定。 ・戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16（2004）年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができる。 ・全国的には、一部の地方自治体では、「パートナーシップ宣誓証明制度」の導入がすすめられており、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を証明できるようになってきている。	
現行計画の方向性	偏見や差別をなくすためには、性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発を行い、意識の見直しを促す必要があります。本市では、性的マイノリティの方々の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性についての関心と理解を深めるための教育・啓発に努めます。	
アンケート調査結果	調査結果概要	問番号
	・性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」が 42.0%と最も高く、次いで「わからない」が 20.9%、「嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が 14.6%。 - 令和元年度調査と比較すると、「性別変更などの法律が不十分なこと」が 11.3 ポイント減少しています。 - 年代別でみると、70 歳以上を除いて「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」の割合が最も高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「告白した後の周囲の態度の変化、又は周囲への告白の強要があること」が 13.9%、70 歳以上で「わからない」が 35.9%と高くなっています。	問 33
	・性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人への人権問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますかについて、「パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が 30.5%と最も高く、次いで「教育・啓発活動を推進する」が 27.0%、「法的認知・保護を行う」が 22.7%。 - 令和元年度調査と比較すると、「教育・啓発活動を推進する」が 13.1 ポイント、「専門医や専門的な医療機関について情報提供する」が 5.0 ポイント、「わからない」が 6.9 ポイント減少しています。 - 年代別でみると、他の年代に比べ、若い世代（18、19、20 歳代・30 歳代・40 歳代）で「パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」の割合が高い傾向にあり、特に 40 歳代で 46.4%と最も高くなっています。	問 34
次期計画に向けた課題	性的マイノリティの人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。 アンケート調査結果では、性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」が 42.0%と最も高く、次いで「わからない」が 20.9%、「嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が 14.6%となっており、年代別でみると、70 歳以上を除いて「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」の割合が最も高くなっています。 また、性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人への人権問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますかについて、「パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が 30.5%と最も高く、次いで「教育・啓発活動を推進する」が 27.0%、「法的認知・保護を行う」が 22.7%となっており、年代別でみると、他の年代に比べ、若い世代（18、19、20 歳代・30 歳代・40 歳代）で「パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」の割合が高い傾向にあり、特に 40 歳代で 46.4%と最も高くなっています。 性的マイノリティの人々に対する性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、人権課題としての意識が醸成されてきてはいますが、依然として、差別意識も残っており、LGBTをはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発の促進や、どんな性的指向・性自認（性同一性）の人でも暮らしやすい社会を目指していくことが必	

要です。

(11) その他の人権問題についての課題

国の方針及び 社会動向	—				
現行計画の方向性	●刑を終えて出所した人の人権問題 刑を終えて出所した人の人権については、本人及びその家族に対する根強い偏見や差別があり、就職や居住場所の確保が困難であること等が問題となっています。これらの人々の社会復帰には、本人の強い更生意欲と、地域社会の理解や協力が欠かせません。 本市は、保護司会、更生保護女性の会などの団体を支援するとともに、市民に対する啓発活動を充実させます。 ●犯罪被害者等の人権問題 犯罪被害者やその家族等の人権については、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗中傷、過剰な報道等による二次的な被害が問題となっています。 関係団体との連携による相談の際の速やかな対応や、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)等に合わせた市民向けの啓発活動、県や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなどの関係機関が実施する研修による対応スキルの向上などを通して、今後も犯罪被害者とその遺族の心に寄り添った対応に努めていきます。 ●災害時の人権問題 平成 23(2011)年に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故や、平成 28(2016)年に発生した熊本地震において、避難所におけるプライバシー確保や、障がい者、高齢者、女性等への配慮に係る問題や、風評による誹謗中傷などの様々な人権問題が認識され、対策が必要とされています。本市は、災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷の防止に努めます。また、災害発生時に特別な配慮が必要となる障がい者や高齢者などの内、特に支援を要する者については、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域住民の協力支援のもと、速やかな避難ができる体制づくりを推進します。 ●労働者の人権問題 労働者の人権問題として、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」があります。 本市は、労働者の人権に配慮した職場環境の整備を目指し、市内事業者等に対し、ハラスメント防止の取り組みや長時間労働の是正を推進するための啓発活動に努め、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。 ●アイヌの人々、ホームレス、北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題 ホームレスやアイヌの人々などに対する人権侵害やプライバシーの侵害についても、実情把握に努めるとともに、正しい知識を身に付け、理解を深めるよう啓発活動を行います。北朝鮮による拉致被害者や人身取引被害者については、国・県などからの情報収集に努め、必要に応じて、広報活動を行います。 人権侵害は、ある特定の個人だけに起きるわけではなく、だれもが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性がある身近な問題です。市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民が人権問題に対する正しい知識と理解を身に付け、自分を大切にするとともに、相手も大切にする思いやりの心を持てるよう、市は、今後も家庭、学校、地域などにおける人権教育や啓発活動、各種相談体制や関係団体への支援体制の充実などに取り組みます。また、社会情勢の変化に伴い新たに発生する人権問題についても、本指針の趣旨に基づき、適切な対応に努めていきます。				
アンケート調査 結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1816 1342 1861">調査結果概要</th><th data-bbox="1342 1816 1517 1861">問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1861 1342 2130"> ・罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますかについて、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 56.0%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 39.7%、「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」が 17.4%。 令和元年度調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 6.1 ポイント増加しています。一方、「わからない」が 8.0 ポイント減少しています。 </td><td data-bbox="1342 1861 1517 2130">問 37</td></tr> </tbody> </table>	調査結果概要	問番号	・罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますかについて、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 56.0%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 39.7%、「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」が 17.4%。 令和元年度調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 6.1 ポイント増加しています。一方、「わからない」が 8.0 ポイント減少しています。	問 37
調査結果概要	問番号				
・罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますかについて、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 56.0%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 39.7%、「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」が 17.4%。 令和元年度調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 6.1 ポイント増加しています。一方、「わからない」が 8.0 ポイント減少しています。	問 37				

	年代別でみると、すべての年代で「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」の割合が最も高くなっていますが、他の年代に比べ、18、19、20 歳代が 36.1%と低くなっています。また、40 歳代で「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」の割合が、18、19、20 歳代・30 歳代で「特に問題があるとは思わない」の割合が高くなっています。	
	・ 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であると分かったとき、あなたはどうしますか。あなたのお気持ちにいちばん近いものはどれですかについて、「つきあいはわからないが、いろいろ気をつかってつきあう」が 39.4%と最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあっていく」が 31.6%、「わからない」が 13.1%。 年代別でみると、すべての年代で「これまでと同じように、親しくつきあっていく」「つきあいはわからないが、いろいろ気をつかってつきあう」が上位に入っています。また、他の年代に比べ、40 歳代で「表面上はつきあうが、できるだけつきあいをさけていく」が 17.4%と高くなっています。	問 38
	・ 刑を終えて出所した人たちが社会に復帰するのを援助する「更生保護」活動をしている人たちがいます。もし、「更生保護」活動をしませんかと呼びかけられたら、あなたはどうしますかについて、「更生保護活動をする人は立派だと思うが、自分にはできない」が 51.0%と最も高く、次いで「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、なんとも言えない」が 24.2%。 年代別でみると、すべての年代で「更生保護活動をする人は立派だと思うが、自分にはできない」の割合が最も高くなっており、特に 18、19、20 歳代・60 歳代で 6 割程度と高くなっています。また、他の年代に比べ、40 歳代で「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、なんとも言えない」が 36.2%と高くなっています。	問 39
	・ 犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が 41.8%と最も高く、次いで「取材や報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなること」が 41.6%、「事件に関して、周囲にうわさ話をされること」が 24.2%。 令和元年度調査と比較すると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が 7.7 ポイント、「犯罪行為によって、経済的な負担を受けること」が 6.8 ポイント増加しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、40 歳代で「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が 55.1%、30 歳代で「警察に相談しても、期待どおりの結果を得られないこと」が 27.4%と高くなっています。	問 40
	・ 犯罪被害者とその家族の人権を尊重するためには、特にどのようなことが必要だと思いますかについて、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」が 39.7%と最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が 37.9%、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した施策を講じる」が 19.4%。 令和元年度調査と比較すると、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」が 6.5 ポイント、「犯罪被害者とその家族のために経済的な支援を行う」が 9.7 ポイント増加しています。一方、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が 6.9 ポイント減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が上位に入っています。また、他の年代に比べ、70 歳以上で「わからない」が 25.2%と高くなっています。	問 41
	・ 近年頻発している地震などの大規模災害により被災した人の人権問題で特に問題があると思うのはどのようなことですかについて、「被災者が居住の自由を奪われていること」が 60.3%と最も高く、次いで「長期化する避難生活からのいさかや虐待」が 35.5%、「住宅を容易に借りることができないこと」が 20.0%。 他年度調査と比較すると、「住宅を容易に借りることができないこと」「長期化する避難生活からのいさかや虐待」の割合が年々増加しています。 年代別でみると、すべての年代で「被災者が居住の自由を奪われていること」の割合が最も高くなっています。特に 50 歳代では 70.5%と高くなっています。また、他の年代に比べ、18、19、20 歳代で「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が 22.2%と高くなっています。	問 42
	・ 大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますかについて、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が 59.0%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」が	問 43

	34.2%、「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」が 33.1%。 令和元年度調査と比較すると、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が 16.1 ポイント、「女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと」が 6.4 ポイント増加しています。一方、「デマ・風評などによる差別的な言動が起きること」が 10.8 ポイント減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「避難生活でプライバシーが守られないこと」の割合が 5 割以上と高くなっています。また、他の年代に比べ、50 歳代で「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」が 44.9%と高くなっています。	
	・瑞浪市が行っている人権に関する取り組みであなたが知っているものはどれですかについて、「広報みずなみの啓発記事」が 49.0%と最も高く、次いで「「ちょっといい話」の募集」が 27.2%、「知っているものはない」が 25.9%。 令和元年度調査と比較すると、「人権書道展」が 6.3 ポイント、「「ちょっといい話」の募集」が 5.4 ポイント増加しています。 年代別でみると、すべての年代で「広報みずなみの啓発記事」の割合が高くなっています。また、他の年代に比べ、30 歳代で「知っているものはない」が 41.9%と高くなっています。	問 44
	・人権教育・啓発を推進するためには、どのような方法が効果的だと思いますかについて、「学校、職場、地域単位の学習会」が 44.9%と最も高く、次いで「学校教育の充実」が 40.5%、「広報やホームページなどでの啓発」が 25.1%。 他年度調査と比較すると、「啓発ポスター、チラシなどの作成・掲示」の割合が年々増加しています。一方、「教員、市職員向けの学習会」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、すべての年代で「学校、職場、地域単位の学習会」「学校教育の充実」の割合が高くなっています。40 歳代では「学校教育の充実」が 50.7%と高くなっています。	問 45
	・学校における人権教育でどのようなことが重要だと思いますかについて、「いじめや暴力をゆるさない心や態度を育むこと」が 64.5%と最も高く、次いで「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める心を育むこと」が 62.3%、「性別に関係なく一人ひとりを尊重する心や態度を育むこと」が 61.4%。 他年度調査と比較すると、「福祉・ボランティア教育、交流体験、キャリア教育などを積極的に行うこと」「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める心を育むこと」「自分の要求を一方的に主張するのではなく、他の人との関係を調整する力を育むこと」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、30 歳代で「性別に関係なく一人ひとりを尊重する心や態度を育むこと」「いじめや暴力をゆるさない心や態度を育むこと」「インターネットや携帯電話などの正しい使い方を身につけること」の割合が高くなっています。また、50 歳代では、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める心を育むこと」が 73.1%と高くなっています。	問 46
	・人権に関する企業の取り組みとしてどのようなことが重要だと思いますかについて、「差別のない公正な採用をすること」が 60.6%と最も高く、次いで「安全で働きやすい環境を確保すること」が 56.2%、「男女間で公平な待遇をすること」が 48.6%。 他年度調査と比較すると、「パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの相談窓口を設置すること」の割合が年々増加しています。一方、「障がい者を積極的に雇用すること」の割合が年々減少しています。 年代別でみると、他の年代に比べ、30 歳代で「安全で働きやすい環境を確保すること」が 72.6%と高くなっています。	問 47
次期計画に向けた課題	【刑を終えて出所した人の人権問題】 刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。 アンケート調査結果では、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますかについて、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が 56.0%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が 39.7%、「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」が 17.4%となってお	

り、令和元年度調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が増加しています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発を行うことが必要です。

そのためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。また、国、県、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

【犯罪被害者等の人権問題】

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

アンケート調査結果では、犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うことについて、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が 41.8%と最も高く、次いで「取材や報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなること」が 41.6%、「事件に関して、周囲にうわさ話をされること」が 24.2%となっており、令和元年度調査と比較すると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」「犯罪行為によって、経済的な負担を受けること」が増加しています。

また、犯罪被害者とその家族の人権を尊重するためには、特にどのようなことが必要だと思えますかについて、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」が 39.7%と最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が 37.9%、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した施策を講じる」が 19.4%となっており、令和元年度調査と比較すると、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」「犯罪被害者とその家族のために経済的な支援を行う」が増加しています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も、国、県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

【災害時の人権問題】

アンケート調査結果では、近年頻発している地震などの大規模災害により被災した人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「被災者が居住の自由を奪われていること」が 60.3%と最も高く、次いで「長期化する避難生活からのいさかや虐待」が 35.5%、「住宅を容易に借りることができないこと」が 20.0%となっており、他年度調査と比較すると、「住宅を容易に借りることができないこと」「長期化する避難生活からのいさかや虐待」の割合が年々増加しています。

また、大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますかについて、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が 59.0%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかやが生じること」が 34.2%、「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」が 33.1%となっており、令和元年度調査と比較すると、「避難生活でプライバシーが守られないこと」「女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと」が増加しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。また、災害時に、要支援者の人権をどう守っていくか考えておくことが重要になります。

【労働者の人権問題】

アンケート調査結果では、人権に関する企業の取り組みとしてどのようなことが重要だと思えますかについて、「差別のない公正な採用をすること」が 60.6%と最も高く、次いで「安全で働きやすい環境を確保すること」が 56.2%、「男女間で公平な待遇をすること」が 48.6%となっており、他年度調査と比較すると、「パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの相談窓口を設置すること」の割合が年々増加しています。

労働者は会社において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

【アイヌの人々、ホームレス、北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題】

失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

また、アイヌの人々について、法施行の周知も含めアイヌ民族への理解について啓発する必要が

あります。

私たちが暮らす社会には、多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者、災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行い、各種人権問題に関する相談体制を充実させていく必要があります。